

講義内容

1. 矯正施設について
2. 刑務所で行われていること
3. 福祉支援の流れ
4. 課題等
5. 面接時の留意点

矯正施設の種類

○刑務所...懲役・禁錮又は拘留に処せられた者を収容

○少年刑務所...主として少年受刑者、26歳未満の若年受刑者を収容

○拘置所...主として勾留中の被疑者・被告人(未決拘禁者)を収容

○少年院...主として家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた少年を収容

○少年鑑別所...主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容

○婦人補導院...売春防止法により補導処分を受けた者を収容

※刑事施設は、拘置所・刑務所・少年刑務所の総称である。

★属性による処遇指標

W 女子

F 日本人と異なる処遇を必要とする外国人

I 禁錮受刑者

J 少年院への収容を必要としない少年

Jt 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年

L 執行刑期が10年以上である者

Y 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と

認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yjに該当しないもの

Yj 少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、

可逆性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの

U おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の

手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの

M 精神上の疾病又は障害を有するため、医療を主として

行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

P 身体上の疾病又は障害を有するため、医療を主として

行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

処遇指標

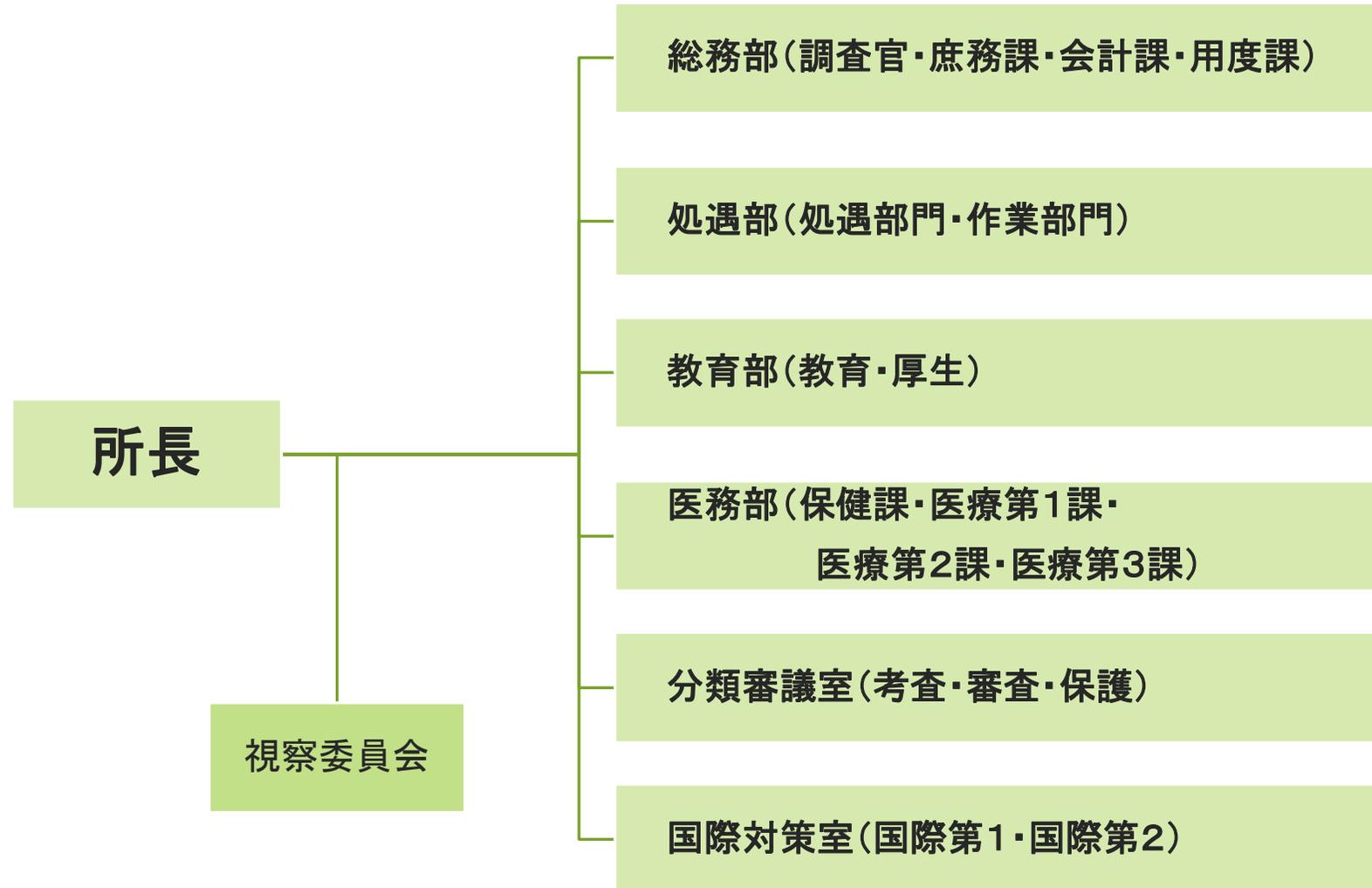
★犯罪傾向の進度による処遇指標

A 犯罪傾向の進んでいない者
(多くが初犯)

B 犯罪傾向の進んでいる者
(多くが再犯・累犯)



府中刑務所組織図



入所から出所まで

刑執行開始時調査
刑執行開始時指導
(約2週間)

矯正処遇

★ 作 業
★ 改善指導
★ 教科指導

釈放前の指導
(約2週間)

出所

受刑者の生活に必要な
食事、衣類、日用品等は、
原則として全て国が給与又は
貸与します。

矯正処遇

目的:改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る。

作業

- 生産作業
- 自営作業
- 職業訓練
- 社会貢献作業

改善指導

- 一般改善指導
- 特別改善指導

教科指導

- 補習教科指導
- 特別教科指導



作業



勤労意欲を高め、職業上有用な知識と技能を習得させる。

- ・作業時間 原則8時間を超えない範囲
- ・作業の種類 生産作業： 木工，金属，洋裁等
 自営作業： 炊事，営繕，洗濯等
 職業訓練： 自動車整備等
- ・作業報奨金 作業奨励，出所後の更生資金

特別改善指導

R1

薬物依存離脱指導

R2

暴力団離脱指導

R3

性犯罪再犯防止指導

R4

被害者の視点を取り入れた教育

R5

交通安全指導

R6

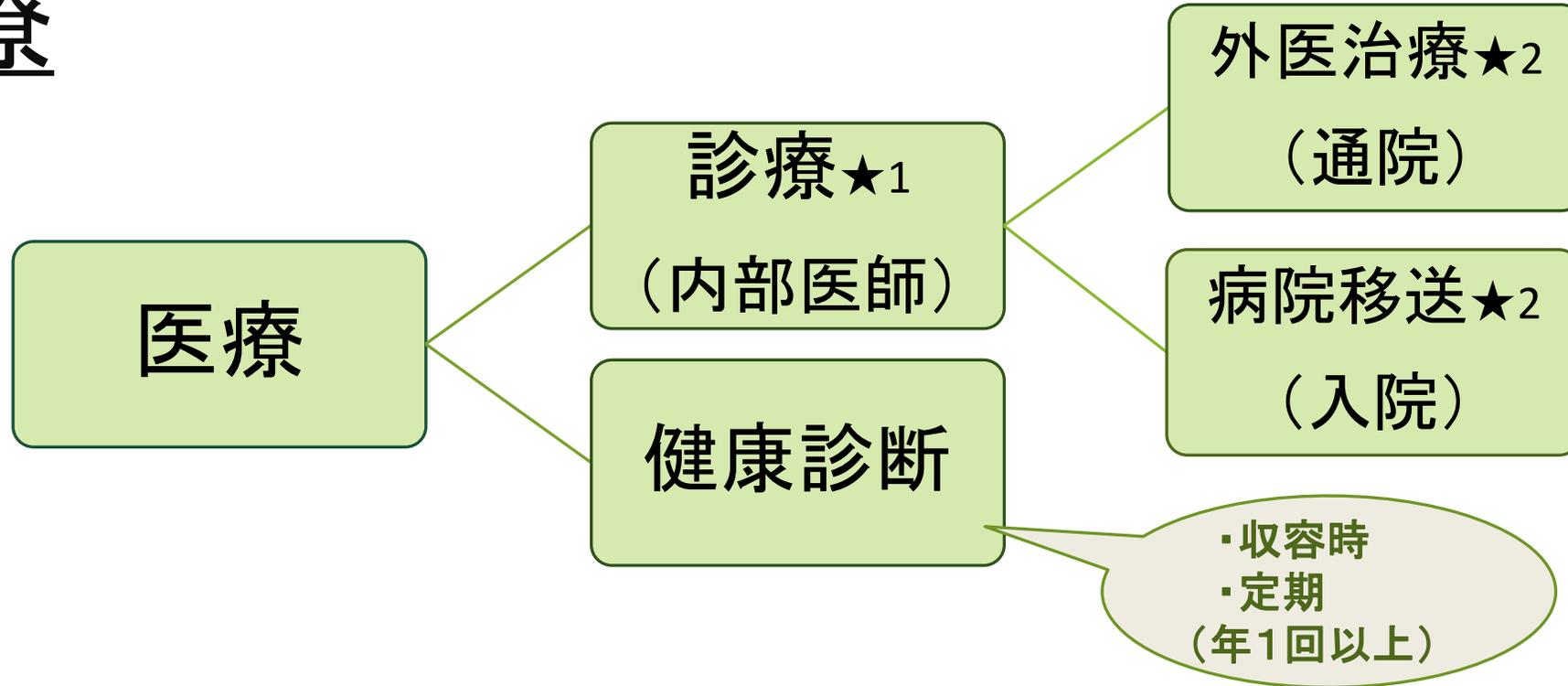
就労支援指導

日々の生活

- ★運動...平日は原則として毎日30分以上
- ★入浴...1週間に3回
- ★余暇...1日に2時間以上



医療

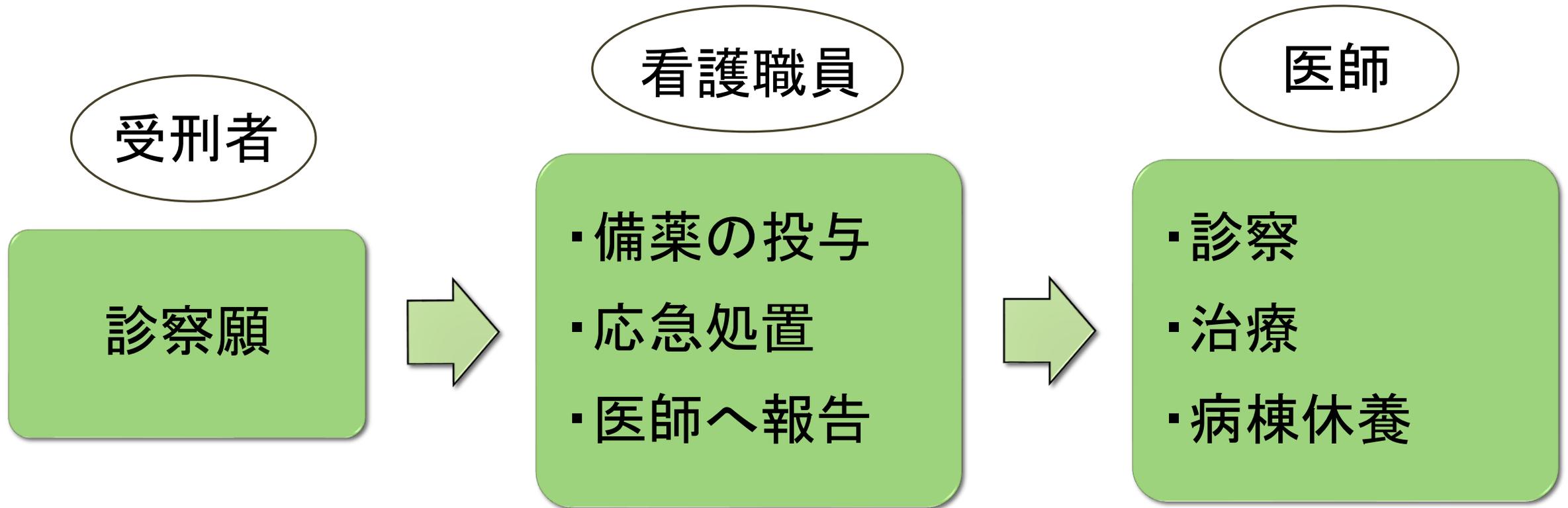


★1 診療等は強制できない。

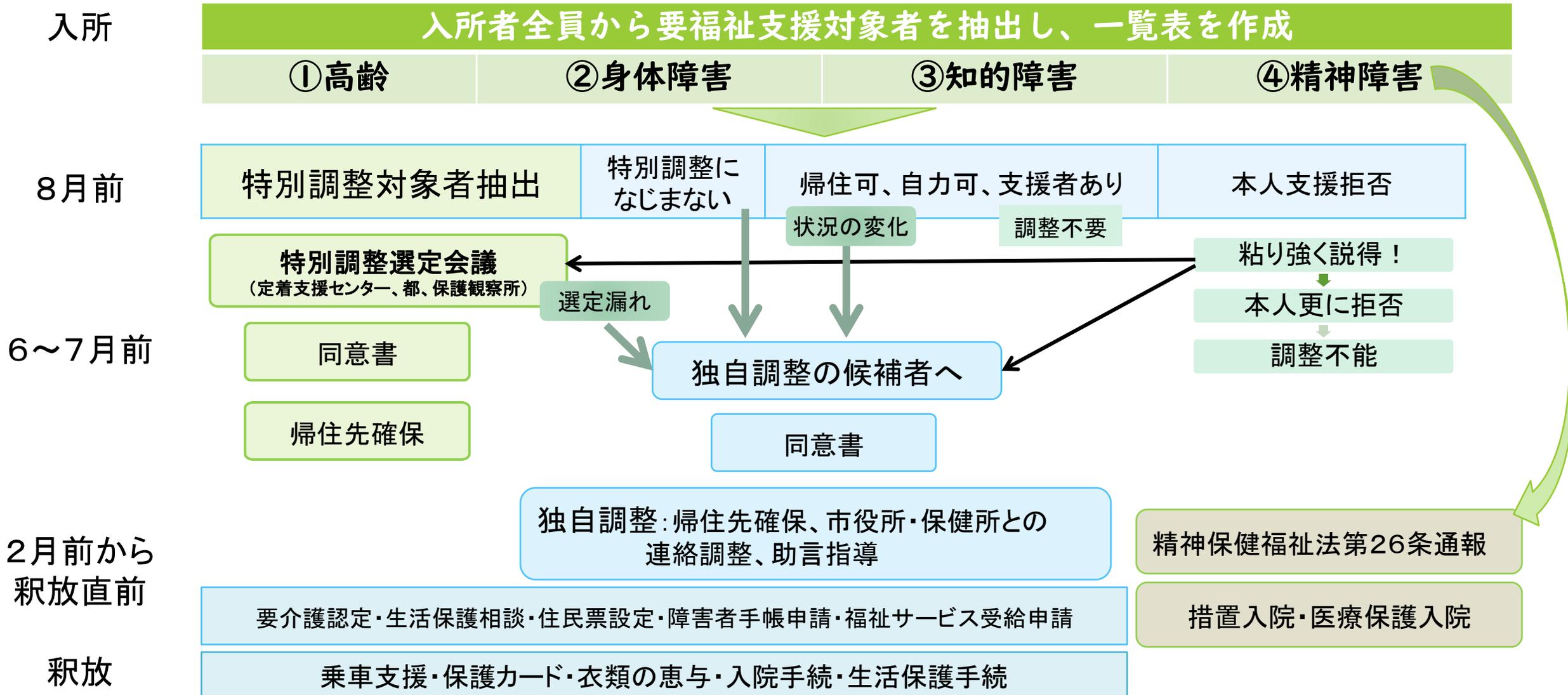
ただし、生命に危険が及ぶおそれがある場合又は他人に感染させるおそれがある場合には、合理的な範囲において診療等を実施することができる。

★2 刑事施設の医療体制だけでは対応できない場合。

内部医師による診察までの流れ



府中刑務所における福祉的支援の流れ



特別調整に準ずる一般調整

釈放後の適当な住居があるものの、
高齢又は障害を有し、自立した生活を営む上で、
福祉サービス等を受けることが必要であると認められた場合、
特別調整に準ずる形で、
保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、
福祉サービス等の調整を行う。

※「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」第7

☆施設所在地の定着支援センターは関与しない。
帰住予定地域の保護観察所及び定着支援センターと連携する。

独自調整

特別調整対象外のケースで、
帰住地や福祉サービス等の調整が必要な者に、
刑務所等の福祉職が独自に調整を行う。

例① 出所前に脳梗塞で倒れ、入院先の調整が必要となった場合。

例② 「自力で何でもできる！」と、特別調整を拒否していたが、
出所間近になり、心身の状態が悪化し、福祉支援を希望した場合。

福祉支援における課題

- 支援を拒否する者への対応
- 制度に乗らない人々
- 罪名や障害名
- 休日の釈放者
- 地域理解

面接時の留意点

